

<カーボンマネジャー制度について>

カーボンマネジャー制度は、省エネ・温室効果ガス削減等に関する実践的な職業能力の評価・認定制度（キャリア段位制度）として、政府が構築と育成プログラムの整備を推進する新制度です。本年度は、来年以降の本格的な事業実施に向けて実証事業段階としての研修を実施致します。

政府は「新成長戦略」における「国家戦略プロジェクト」の一つとして、実践的な職業能力の評価・認定制度（キャリア段位制度）を構築するとともに、これに基づく育成プログラムの整備などを含めた全体を「実践キャリア・アップ戦略」として整備しています。

実践キャリア・アップ戦略では、第一次プラン対象業種としてカーボンマネジメント、介護、6次産業¹の3業種を選定しており、来年度から人材育成を実施しようと計画されています。

内閣府では、来年度からの本格実施に先立ち、本年度は自発的な人材育成に係る事業実施者を募り、実証事業を展開しており、(株)住環境計画研究所とデロイト トーマツ コンサルティング(株)はこの実証事業のうち、カーボンマネジャー事業に共同で参画しております。

カーボンマネジャーの育成については、温暖化対策に携わる人材を企業の内外に幅広くかつ機動的に配置し、我が国の省エネ・温室効果ガス排出削減の取り組みの水準を大幅に引き上げることが期待されています。

カーボンマネジャーの能力評価ランクは7段位（レベル）が想定されています。レベル4以上をプロレベルとし、初心者のレベル1から、能力に応じてレベル認定することになっております。レベル1～4については講習を用意し、これ以上のレベルについては、能力と経験に応じた評価を行うことが想定されています。各レベルの特徴、求められる能力は以下の通りです。

- レベル1：省エネ・温室効果ガス排出削減に関する各種制度、代表的手法を理解できるレベルで、省エネ法、温暖化対策推進法、各種排出量取引制度、温室効果ガスの算定方法、代表的な対策手法を理解するレベル。
- レベル2：省エネ・温室効果ガス排出削減に関する基礎技術を実践できるレベルで、自社の中・小規模な設備のエネルギー管理や、事業所全体の排出量算定ができるレベル。
- レベル3：省エネ・温室効果ガス排出削減に関する応用技術を実践できるレベルで、自社の中・小規模な設備のエネルギー管理や、対策プロジェクトでの削減量計算などができるレベル。例えば、省エネ法の定期報告書、中長期計画の作成が可能であり、特定の設備に関するエネルギー管理標準の作成や、国内クレジット制度、オフセット・クレジットに関する削減量の算定・報告が可能なレベル。
- レベル4：自社で責任を持って、チームへの指示・指導を実践できるレベルで、大規模な設備のエネルギー管理や省エネ・温室効果ガス排出削減（カーボンマネジメント）に関する総合管理、戦略策定、内部審査・検証、人材の評価・育成ができるレベル。例えば、省エネ法の定期報告書・中長期計画書・エネルギー管理標準の内部検定や、各種排出量取引制度の排出削減計画書・報告書の内部審査・検証ができ、少なくとも一つの専門技術分野（熱・電気、燃焼、再生可能エネルギー等）における排出削減計画書の作成が可能なレベル。さらに、カーボンマネジャーのレベル認定の評価者（アセッサー）になりうる能力を持つ。

¹ 6次産業とは、農畜産物、水産物の生産だけでなく、食品加工（第2次産業）、流通、販売（第3次産業）にも農業者が関わることによって農業を活性化させようというもの。

- レベル 5：カーボンマネジメントに関し、他社に有料サービスの提供ができると同時に、他社の不特定多数の設備のエネルギー管理・診断や多くの分野の排出削減計画書の策定支援ができるレベル。
- レベル 6：カーボンマネジメントに関し、他社へ専門・高度なサービスの提供や、他社同士の連携の支援・調整ができるレベル。
- レベル 7：カーボンマネジメントに関し、トップ・プロフェッショナルとしての能力を有し、当該分野の有識者やオピニオンリーダーとして活動できるレベル。

本研修で募集を行うレベル 2、およびレベル 3 の特徴と概要は以下のように整理されています。

表 1 カーボンマネジャー制度レベル 2、レベル 3 の特徴と能力の概要

	レベル 2	レベル 3
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 省エネ・温室効果ガス削減等に関する「基礎技術を実践できる」レベル。 ・ ①自社における中・小規模な設備のエネルギー管理や、②事業主体全体(エンティティベース)の排出量算定などを実践できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 省エネ・温室効果ガス削減等に関する「応用技術を実践できる」レベル。 ・ ①自社等における中・小規模な設備のエネルギー管理や、②特定の事業(プロジェクトベース)での削減量算定などを実践できる。
能力の概要	<ul style="list-style-type: none"> ① 自社(外部労働市場から特定の事業主体に派遣された場合等を含む。以下同じ。)において、定型的で、比較的中・小規模な特定の設備単位でのエネルギー管理、定期報告書・中長期計画書の作成が可能 ② 自社において、各種制度(温暖化対策推進法、自主行動計画制度(計画に参加する各企業に係る排出量の算定等)、試行排出量取引制度、東京都排出量取引制度等)に基づき、事業主体全体(エンティティベース)に関する排出量の算定・報告が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ① 自社等(自社を含む特定業種における複数の企業など)において、特定の中・小規模な設備単位でのエネルギー管理、定期報告書・中長期計画書の作成が可能 → 特定の設備等に関するエネルギー管理標準の作成が可能 ② 自社等において、ベースライン・アンド・クレジット関連の各種制度(国内クレジット制度、オフセット・クレジット(J-VER)制度等)に基づき、特定の事業(プロジェクトベース)に関する削減量の算定・報告が可能 →「排出削減方法論」(標準的削減手法)の分野横断的・基礎事項を理解。 →代表的・基礎的な技術分野(ボイラー、空調、照明、ヒートポンプ等。以下「基本技術分野」という。)について、方法論に基づく排出削減計画書の策定が可能

(出所) 内閣府, 実践キャリア・アップ戦略 専門タスク・フォースカーボンマネジャー ワーキング・グループ 第7回会合資料を元に作成。